

【別荘内で工事を行う業者の皆様、工事を発注されるお客様へ】

工事作業時間についてのご案内

日本有数の保養地である軽井沢はその静かな環境、森に囲まれた景観を楽しむために多数のお客様が訪れます。またその特別な環境を保護するため条例などで、店舗の営業時間、騒音、夜間の照明や景観についても厳しい規制があります。

レイクニュータウン管理地区内においても**軽井沢町や長野県の条例が適用され**、作業時間などは以下の規制を受けます。

- ・7月25日～8月31日までは工事自粛期間として工事を行わない。また日曜祝祭日、ゴールデンウィークやお盆、年末年始など弊社が定める期間についても工事を行わない。
- ・作業時間は8時～17時とする。※ただし音の出る作業は8時30分からとしレイクニュータウン担当者が隣地への影響が大きいと判断する場合は9時以降とする。
(急を要する等止むを得ない場合は、レイクニュータウン管理事務所に報告し担当者の判断を仰ぐこと。特に夜間の工事は近隣に事前告知したうえで19時までとする。)
- ・土曜日に音や振動の出る作業を行う場合はレイクニュータウン管理事務所に報告の上、判断を仰ぐこと。ただし近隣より苦情があった場合は直ちに作業を中止すること。
(音が出ない、且つ近隣に告知し理解を得ている、もしくは近隣に騒音の心配がないと担当者が判断した場合は作業を行っても良いとする)
- ・重機を用いた作業は祝日を除く月曜～金曜までとし1日10時間を超えない範囲で行う。
- ・大型重機や杭打機など大きな音や振動の出る作業ならびに道路を塞ぎ通行に支障をきたす作業については事前にレイクニュータウン管理事務所に報告をすること。

※上記の規制は災害復旧、人命救助、道路復旧、電線工事、水道管の復旧などの場合は、除く。

皆様にはご理解とご協力の程よろしくお願い致します。